

接続約款変更認可申請書



東相制第09-123号
平成22年1月/3日

総務大臣
原口 一博 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちやうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成22年4月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧					新				
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 (略) 2 料金額 2-13 ルーティング伝送機能					料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 (略) 2 料金額 2-13 ルーティング伝送機能				
区 分	単 位	料金額	備 考	区 分	単 位	料金額	備 考		
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,692,927円	—	(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	2,167,778円	—		
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	1ポートごとに月額	6,375,000円	—	(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	1ポートごとに月額	6,347,962円	—		
(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(3)～(4) (略)	(略)	(略)	(略)		
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	1通信ごとに	1,3601円	—	(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	1通信ごとに	1,3855円	—		
	1秒ごとに	0.022019円	—		1秒ごとに	0.021679円	—		

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成22年4月1日から実施します。